

番号：140981

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ2
詳細計画策定調査（灌漑開発／施設運営維持管理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：灌漑開発／施設運営維持管理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等：

- (1) 全体期間：2014年12月下旬から2015年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 1.17M/M、合計 1.67M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地調査期間	整理期間
4日	35日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月3日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出
期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	灌漑開発および施設運営に係る各種業務
対象国／類似地域	タンザニア／全世界（本邦含む）
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：以下の資料のタンザニアに関する情報を参照願います。
「国別渡航情報一覧」

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_voyage_20141029.pdf

6. 業務の背景

タンザニアにおいて、農業セクターは GDP の約 4 分の 1 及び輸出額の約 2 割を占めており、同国における経済成長の核であるとともに貧困削減の鍵となっている。

タンザニアの国家灌漑マスタープラン(2002 年)においては、約 210 万 ha の高い灌漑開発ポテンシャル地域があるとされており、2006 年に策定された「農業セクター開発プログラム (Agricultural Sector Development Program: ASDP)」の実施を通じて灌漑開発を推進しているものの、2010 年現在で約 35 万 ha の灌漑開発に留まっている。

タンザニア政府は、ASDP の下、500ha 以下の小規模灌漑事業の実施主体を中央政府（国）から地方政府（県）へ移管し、灌漑開発を推進しているが、県による自立的な灌漑事業の計画・実施が困難な状況にあったため、タンザニア政府は我が国に対して技術協力プロジェクト「県農業開発計画灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画」の実施を要請した。これを受けて JICA は、同技術協力プロジェクトを 2007 年 1 月から 3 年間にわたり実施し、県の灌漑技術者が事業を円滑に進めるために必要な灌漑事業の調査計画段階から設計、施工、維持管理に至る各段階を包括した作業及び手順を定めた包括的灌漑事業ガイドライン（以下、ガイドライン）の策定と灌漑事業の質的向上のための中央レベルの人材育成に係る協力を行った。これら成果を踏まえて、JICA はガイドラインの利用を全国に普及し、全国の全 132 県の灌漑技術者の事業実施能力を強化することを目的とする技術協力プロジェクト（「県農業開発計画 (District Agriculture Development Plans :以下 DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画」(以下、前フェーズプロジェクト)) を 2010 年 12 月から 2014 年 6 月まで実施した。同プロジェクトでは、全県にガイドラインを普及する拠点地区（以下、デモサイト）として、全国の 7 つの灌漑ゾーンにおいてデモサイト（各 1 ヶ所）を設置し、農業・食糧安全保障・協同組合省（以下、農業省）灌漑技術サービス局をカウンター・パート（以下、C/P）機関とし、計 7 つの灌漑ゾーン事務所の灌漑技術者による県の灌漑技術者に対する灌漑施設建設と灌漑施設維持管理にかかる支援体制の強化を図った。2014 年 6 月の前フェーズプロジェクト終了後、灌漑開発事業はタンザニア政府により継続され、ガイドラインが活用されているが、新灌漑法が制定され、それに伴う灌漑行政の体制変更や、人材育成計画が新たに作成されるなど、タンザニアの灌漑行政にかかる実施体制に変化がある。

かかる状況を受け、タンザニア政府は、これまでの国家灌漑開発にかかる支援を踏まえ、新灌漑法に基づく灌漑開発政策ならびに灌漑人材育成計画の実施支援による、灌漑人材の能力強化を目的とする「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2」(以下、本プロジェクト) に係る支援を我が国に要請した。

これに関し、今回実施する詳細計画策定調査は、タンザニア側関係機関との協議・現地調査を通じ、協力要請の背景及び内容の確認、必要な情報・資料の収集・分析を行い、協力計画を策定し、プロジェクト実施にかかる合意文書(M/M)締結を行うものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は技術協力の仕組み及び手続きを十分把握の上、機構職員等と調整しつつ、担当分野にかかる協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。特に、農業省、灌漑ゾーン事務所、県灌漑技術者、灌漑組合等の関係者による活動、能力の現状と課題を制度面、技術面の両方から把握したうえで、本プロジェクトで対応すべき点を整理、明確化することを目的とする。

具体的担当事項は次の通りとする。

- (1) 国内準備期間（2014 年 12 月下旬）
 - ① 前フェーズプロジェクトに関する各種報告書、ガイドライン、タンザニア政府の新灌漑

- 法・規則、灌漑人材育成計画（案）の内容を把握する。
- ② ASDP 及び DADP、県灌漑開発基金（District Irrigation Development Fund: DIDF）について各種報告書等によりその概要を把握する。
 - ③ 上記①、②を踏まえて、現地派遣期間に収集すべき情報を検討し、関係機関への質問票（英文）を作成する。
 - ④ 担当分野に係る PDM(案)（和文、英文）、PO（案）（和文、英文）を作成する。
 - ⑤ 調査団打合せ、対処方針会議などに参加する。
- (2) 現地派遣期間（2015 年 1 月上旬～2015 年 2 月上旬）
- ① 現地業務開始時に JICA タンザニア事務所及び C/P 機関と協議の上、調査内容の確認を行う。また、適宜 JICA タンザニア事務所に対し進捗報告を行う。
 - ② 農業省灌漑技術サービス局と協議を行い、ガイドラインの理解度、ガイドラインの位置づけの確認、前フェーズで定めたモニタリングシートの活用状況、全国の灌漑地区の状況把握に係る現状、新灌漑法・規則下における組織改革の進行状況について最新の情報を収集、分析する。
 - ③ 上記②を踏まえて、現場レベルでの課題を明らかにするために、前フェーズプロジェクトが研修の対象とした灌漑スキームを訪問し、農業省 C/P、灌漑ゾーン事務所技術者、県灌漑技術者及び灌漑組合幹部とともに現地視察、意見交換を行い、ガイドラインの理解度、利用状況、実際の工事ならびに運営・維持管理活動の活動およびその進捗を確認するとともに、課題を抽出する。（訪問する灌漑スキームは全国 7 灌漑ゾーンのうち、4 ゾーンの 8 ヶ所程度、1 ゾーンにつき 2 灌漑スキーム程度を想定）。
 - ④ 上記②、③を踏まえて、技術面と制度面双方の課題を抽出し、現地調査報告としてまとめ、新規プロジェクトにおける目標、活動を策定する際の情報として詳細計画策定調査団内でこれを共有し、各種協議、意見交換を行う。
 - ⑤ ④での議論も踏まえ、担当分野に係る PDM(案)（和文、英文）、PO（案）（和文、英文）、R/D (Record of Discussion)（英文）及び M/M（案）の作成に協力する。
- (3) 帰国後整理期間（2015 年 2 月上旬～中旬）
- ① 担当分野に係る事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
 - ② 帰国報告会、団内打ち合わせに出席し、担当分野にかかる調査結果を報告する。
 - ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（1）とする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

なお、派遣期間中に実施したタンザニアの灌漑分野に係る調査結果を、詳細計画策定調査報告書に添付すること。また、上記成果品は電子データを持って提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田/羽田⇒ドバイ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ⇒成田/羽田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年1月5日～2月8日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 灌漑技術(農林水産省)

エ) 灌漑開発／施設運営維持管理(コンサルタント)

オ) 評価分析(コンサルタント)

評価分析団員は2015年1月15日のタンザニア到着、官団員は2015年1月22日のタンザニア到着を予定しており、本業務従事者は、それらの団員に先立って農業省灌漑局との協議、全国の灌漑スキームの訪問、調査を実施し、他団員到着後は調査結果を団内で共有、議論しつつ継続して担当事項に係る業務を実施することが想定されています。

③ 便宜供与内容

機構タンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

機構がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業農村開発第二グループ第四チーム（TEL：03-5226-8441）にて配布いたします。

- ・ 前フェーズプロジェクト事業完了報告書
- ・ 前フェーズプロジェクト専門家業務完了報告書
- ・ 包括的灌漑事業ガイドライン

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書（Exemption Certificate:EC）または就労許可証（Work Permit:WP）を入国前に取得する必要があります。必要書類取得にかかる手続きについて、本業務実施契約（単独型）締結後、当機構タンザニア事務所より必要書類等をお知らせします。
- 3) タンザニア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、機構タンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上